

西米良村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月31日
西米良村長
西米良村議会議長
西米良村教育委員会

西米良村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、西米良村長、西米良村議会議長、西米良村教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、本村における目標の設定は、採用や人事管理について西米良村として一体で実施されていることから、村長部局、議会事務局、教育委員会それぞれではなく、総体的な女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ・採用者の女性割合、3割以上を維持するよう努める。
- ・平成32年までに、受験者数の総数を引き上げ、女性の採用試験の受験者数についても、平成27年度試験の実績（3人）より5人に引き上げる。
- ・平成32年度までに、課長補佐以上の女性職員の割合を、少なくとも平成27年度の実績（10.0%）を20%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、村長部局、議会事務局、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ・仕事と子育てに励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをパンフレット、ホームページ等で広報する。
- ・女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- ・女性職員のみを対象とする研修や外部研修（自治大学校、市町村アカデミー等）への派遣を行う。
- ・育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。